ＩＣＣ赤根所長らへの米国制裁に抗議・撤回を求める意見書

ＩＣＣ赤根所長らへの米国制裁に抗議・撤回を求める意見書

2026年８月18日、米国政府は、国際刑事裁判所（ＩＣＣ）の赤根智子所長らを制裁対象に加えると発表した。ＩＣＣは、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪など、最も重大な国際犯罪を犯した個人を裁くために設立された常設の国際刑事法廷である。日本は2007年にＩＣＣに加盟し、最大の分担金拠出国として、その活動を支えてきた。赤根智子氏は2024年に日本人として初めてＩＣＣ所長に就任した。

米国政府はこれまでも、ＩＣＣによる米国関係者やイスラエル首相らへの捜査・逮捕状発付に反発し、関係者に対する制裁を行ってきた。今回、赤根所長を制裁対象としたことは、ＩＣＣの司法の独立を脅かし、国際社会における「法の支配」を損なう重大な問題である。

日本政府は、今回の制裁に対する明確な抗議と撤回要求を表明するには至っていない。

一方、「人権外交を超党派で考える議員連盟」は、今回の制裁について「法の支配に対する重大な侵害」として非難し、８月24日には緊急非難声明をまとめた。声明では、高市総理または外務大臣の名前で米国政府に明確に抗議し、制裁の即時撤回を求めること、ＩＣＣと赤根所長への揺るぎない支持と協力を表明することなどを日本政府に求めている。共同代表の中谷元前防衛大臣も、「日米同盟の堅持と法の支配の擁護は二者択一ではない」と指摘している。

日本政府は米国政府に対して明確に抗議し、制裁の撤回を求め、ＩＣＣを支援する立場を行動で示すべきである。

よって、府中市議会は日本政府に対し、国際社会における「法の支配」を守るために次の事項を強く求める。

１　米国政府による赤根智子ＩＣＣ所長ら関係者への制裁に対し、明確に抗議し、直ちに撤回・解除するよう求めること。

２　ＩＣＣの司法の独立性を尊重し、所長をはじめとする関係者への不当な圧力や制裁に反対する姿勢を明確にするとともに、赤根所長が職務を円滑に遂行できるよう必要な支援を継続・強化すること。

３　国際司法裁判所（ＩＣＪ）及びＩＣＣをはじめとする国際司法制度への財政的・人的支援を継続し、国際社会と連携して「法の支配」の維持・強化に主体的に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月３０日

様

東京都府中市議会議長

佐　藤　新　悟